

[53] 組合事務所貸与をめぐる団体交渉の実施

Point

- (1) 組合事務所は、他の便宜供与と同様、組合が当然に貸与請求権を有するものではない（太陽自動車事件－東京地判平 21・3・27）。
- (2) 使用者がいかなる場合に組合事務所の明渡請求をなしうるかが問題となるが、多くの裁判例において代替事務所の提供が正当事由の存在を肯定させる重要な事情とされている（ラジオ関東事件－東京高判 54・1・29）。
- (3) 義務的団交事項は「組合員である労働者の労働条件その他の待遇や当該団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なもの」とされており（エス・ウント・エー事件－東京地判平 9・10・29）、組合活動に関する便宜供与の一つである組合事務所移転問題についても、義務的団交事項である。
- (4) 組合事務所移転問題が労働協約に規定する団体交渉事項に該当しないことを理由に使用者が団体交渉を拒否できるかという問題については、義務的団交事項について労働協約で苦情処理等の別段の手続に委ねることとし、団体交渉事項から除外している場合、そうした取扱いは、当該苦情処理手続き等が実質的に団体交渉を代替するものであるなど団体交渉権保障の趣旨に反しない場合には許容されたとした中労委命令が参考になる（郵便事業（河内長野支店）事件－中労委決平 23・7・20）。

事件の概要

- 1 当事者 ①労働組合：①企業別 2 合同労組 3 その他 組合員数（ 32 人）
②使用者：業種（ 運輸業、郵便業 ） 従業員数（ 480 人）
③申請者：① 労 2 使 3 双方 4 その他

2 調整申請に至るまでの経過

Y 会社は X 組合に対し、現在 A 地区にある組合事務所の B 地区への移転について説明した。
X は Y に対し、B 地区には組合員がいないことなどを理由に、A 地区で組合事務所を供与する

ように求めたが、A地区にはスペースがないとの回答であった。

Xは、Yに対し、2度にわたり、組合事務所移転問題を議題とする団体交渉を申し入れたが、Yは、当該問題は労働協約に規定する団体交渉事項に該当しないことを理由に、団体交渉を拒否し、窓口折衝による話し合いを主張したため、Xは、①A地区での組合事務所の供与と②組合事務所移転について誠意ある団体交渉の開催を求めて、あっせんを申請した。

3 主な争点と労使の主張

争点1 組合事務所の供与をめぐる団体交渉

労働側主張	使用者側主張
・ YはA地区にスペースがないことを前提に話をするが、そのような対応は受け入れられない。	・ A地区では、自治体の事業に伴い、順次建物を取り壊しており、組合事務所に適したスペースを探したが、提供できる場所がなかった。

争点2 労働協約に規定のないことを理由とする団体交渉拒否

労働側主張	使用者側主張
・ Xは、2度にわたり組合事務所移転問題を議題とする団体交渉を申し入れたが、会社は、当該案件は労働協約に規定する団体交渉事項に該当しないことを理由に団体交渉に応じず、窓口折衝により話し合うことを主張してきた。	・ 組合事務所移転問題は、本社と組合本部が締結した労働協約に規定する団体交渉事項に該当しないので、団体交渉ではなく、窓口折衝で解決しようとしてきた。法的には、窓口折衝も労組法7条2号が定める団体交渉の一態様である。

4 調整開始より終結に至るまでの経過（用いた調整手法）

労使双方から事情聴取し、まずは、実質的な協議を行ってもらうことを主眼として作業を進めた。団体交渉という文言についての会社側の反発が予想されたため、協議という文言を用いることとし、協議を行うことについて当事者双方の了解が取れた後は、開催場所、日時、出席者について、労使のあっせん員がそれぞれの控室に向いて意向を聴取する、ということを繰り返しながらすりあわせを行った上で、あっせん員が労使双方にあっせん案を提示したところ、労使双方が受け入れ、解決に至ったものである。

5 あっせん案の要旨及び案の内容を決めた背景・理由

（あっせん案要旨）

- ① 当事者双方は、Xの組合事務所移転先について、名称にこだわることなく協議の場を設け、真摯に話し合うものとする。
- ② 協議の開催場所は会社内とし、出席者は各々5名以内とする（出席者を特定）。
- ③ 第一回目の協議は、平成〇年〇月〇日に行うものとする。

解説

(1) 本事件は、①使用者が組合に対し、これまで貸与していた組合事務所からの移転を求め、併せて提供を申し出た代替事務所が組合の要望と異なる場所であったこと及び②義務的団交事項について、労働協約に規定する団体交渉事項に該当しないとして使用者が団体交渉を拒否したことをめぐる事案である。

(2) 第1の争点は、組合事務所の貸与をめぐる問題であり、判例の動向を踏まえて検討することとなる。

わが国の労働組合は、自前の事務所（建物）を有しているものも多いが、全体として約69%が使用者から組合事務所の貸与（そのうちの約85%が無料）という便宜供与を受けている。わが国の組合が企業別組合であること、財政基盤が弱いことなどがその要因である。労組法は、このような現実を考慮して、使用者による「最小限の広さの事務所の供与」を「労働組合」の欠格事由及び不当労働行為たる「経理上の援助」にあたらなかった（労組法2条2号但書、7条3号但書）。しかし、組合が憲法28条によって当然に組合事務所貸与請求権を有するものではないことは、他の便宜供与の場合と同じである（**太陽自動車事件**—東京地判平21・3・27 労判986号68頁）。

使用者が組合に組合事務所を無償貸与する場合の契約の法的性質については、多くの裁判例が、多くの裁判例が民法上の使用貸借契約と把握している（たとえば、**異国人絹パルプ事件**—福岡高判昭41・12・23 労民17巻6号1457頁）。これに対し少数の裁判例が、それを便宜供与（恩恵）的性格の強い独特の無名契約と把握し、そこから目的物の内容や使用方法・期間についての使用者の変更権限を導いている（たとえば、**中国放送事件**—広島地判昭43・3・14 労民19巻2号401頁。近年では、**仲立証券事件**—大阪地判平13・5・30 労判814号93頁）。これは、無償貸与の契約形式（包括的労働協約上の規定、個別協定書、貸与契約書、口頭の約定、事実上の使用など）、および内容（目的物、使用条件、期間、解約方法）に依存する個別問題であるが、多くの場合には使用貸借契約ないしはその修正形態と解してよいだろう。

(3) 組合事務所をめぐる典型的な法律問題は、使用者がいかなる場合に組合事務所の明渡請求をなすうかである。これは、無償貸与契約に期間や解約自由の定めがあればそれらの定めによる。問題は、それらの定めのない場合であるが、この場合には民法の使用貸借に関する規定（民法597条2項）によれば、「契約に定めた目的」である組合事務所としての使用を終わらないうちは解約（明渡請求）が許されないようである。しかし裁判例は、事務所貸与契約の便宜供与（恩恵）的性格を考慮し、使用者側に明渡しを求める正当な事由があれば貸与契約を解除し明渡請求をなすうとする。たとえば、使用者が経費節減のために社屋の一部を賃借人に返還した結果、これまでの組合事務所を営業上使用する必要が生じたという事案では、組合事務所使用貸借契約は同事務所貸与を定めた労働協約の解約により失効すると判示された（**ラジオ関東事件**—東京高判昭54・1・29 判タ386号123頁）。

この正当事由の存否については、多くの裁判例において代替事務所の提供がその存在を肯

定させる重要な事情とされている。ラジオ関東事件（再掲）でもこの事情を考慮し、代替事務所が組合にとって元の事務所より不便なところにあるとしても、当時の社屋の事情からしてやむを得ないとして、使用者が代替事務所の提供を現実に用意する等して引き続き便宜供与を図ることを申し出ていることをもって、上記労働協約の解約、告知については合理的理由があるとしている。本件についても使用者から代替事務所の提供の申し出がなされており、他の事情を勘案しても、同様の判断がなされるところと考えられる。

- (4) 第2の争点は、組合事務所移転問題が労働協約に規定する団体交渉事項に該当しないことを理由に使用者が団体交渉を拒否できるかという点である。

団体交渉の対象事項については、まず、企業として処理する事項であって使用者が任意に応じるかぎりには、どのような事項でも団体交渉の対象となりうる。しかしながら、使用者が団体交渉を行うことを労組法によって義務づけられている事項（義務的団体交渉事項）はそのように広いものではなく、当然に一定の範囲に限定される。義務的団体交渉事項は、一般的には「組合員である労働者の労働条件その他の待遇や当該団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なもの」と判示されている（エス・ウント・エー事件—東京地判平9・10・29 労判725号15頁、本四海峡バス（本訴）事件—神戸地判平13・10・1 労判820号41頁）。

労働組合と使用者（その団体）間の関係を運営するうえでの諸事項としては、ユニオン・ショップ、組合活動に関する便宜供与やルール、団体交渉の手続やルール、労使協議手続、争議行為に関する手続やルールなどが義務的団交事項とされており、本事件の場合、組合事務所移転問題は義務的団交事項に当たると考えられる。

義務的団交事項が労働協約に規定する団体交渉事項から外れていた場合の取扱いに関して、郵便事業（河内長野支店）事件（中労委決平成23・7・20 命令集150集1183頁）では、義務的団交事項について労働協約で苦情処理等の別段の手続に委ねることとし、団体交渉事項から除外している場合、そうした取扱いは、当該苦情処理手続が実質的に団体交渉を代替するものであるなど団体交渉権保障の趣旨に反しない場合には、許容されるとしている。

本事件の場合は、使用者が窓口折衝も団体交渉の一態様であるとして、窓口折衝による解決を提案しており、あっせんにおいてはこれが団交拒否に当たるかどうかの判断はしていないが、事実関係いかんによっては正当な理由があると認められる可能性がある。

- (5) 本事件は、①使用者が組合に対し、これまで貸与していた組合事務所からの移転を求め、併せて提供を申し出た代替事務所が組合の要望と異なる場所であったこと及び②組合事務所移転問題という義務的団交事項について、労働協約に規定する団体交渉事項に該当しないとして使用者が団体交渉を拒否したことをめぐる事案である。

あっせん員は、団体交渉という文言にとらわれず実質的な協議が行われることを主眼として調整を進め、あっせん案を労使双方に提示し、労使双方が受け入れたため、解決した事例である。

(参照すべき法令)

憲法

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

労働組合法

(労働組合)

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

一 (略)

二 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

三・四 (略)

(不当労働行為)

第七条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、かつ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

(参考となる判例・命令)

- ・ 太陽自動車事件—東京地判平 21・3・27 労判 986 号 68 頁
- ・ 興国人絹パルプ事件—福岡高判昭 41・12・23 労民 17 卷 6 号 1457 頁
- ・ 中国放送事件—広島地判昭 43・3・14 労民 19 卷 2 号 401 頁
- ・ ラジオ関東事件—東京高判昭 54・1・29 判タ 386 号 123 頁
- ・ エス・ウント・エー事件—東京地判平 9・10・29 労判 725 号 15 頁
- ・ 本四海峡バス（本訴）事件—神戸地判平 13・10・1 労判 820 号 41 頁
- ・ 郵便事業（河内長野支店）事件—中労委決平成 23・7・20 命令集 150 集 1183 頁